

農産物規格・検査について

令和2年3月10日

農林水産省
政策統括官

目 次

1	現行の農産物規格・検査の概要	1
2	農産物規格・検査の見直しに向けた検討（これまでの対応）	2
	（参考）平成9年12月行政改革会議最終報告	3
3	1月31日規制改革推進会議 農林水産ワーキング・グループにおける要請	4
	（参考）米の流通構造（イメージ）	5
4	要請に係る対応	6
	○（農産物検査を受けない米についても）経営所得安定対策（収入減少影響緩和交付金（ナラシ）） の交付対象となるようにすること	7
	○（農産物検査を受けない米についても）水田活用の直接支払交付金の交付対象となるようにすること	9
	○（農産物検査を受けない米についても）食品表示法に基づく表示（品種・産地・種年）ができるよう にすること	11
	○（農産物検査を受けない米についても）備蓄米の政府買い入れの対象となるようにすること	12
	○（農産物検査を受けない米についても）商品先物取引の対象となるようにすること	13
	○集荷業者・卸売業者を通して流通する米については、統一的な検査規格は必要と考えるが、検査規格 については極力簡素化し、農業者の負担・コストを拡大しないようにすること。農業者の負担・コス トの増大につながる検査規格の見直しは絶対に行わないこと	14
	○実需者等から一定の品質の要請があった場合に、農業者等が的確に対応できるよう、要請される品質 ごとに、それを測定するための統一的な方法を明確にすること	15
	（参考）「農産物規格・検査に関する懇談会」中間論点整理（平成31年3月29日）	16

1 現行の農産物規格・検査の概要

- 農産物規格・検査は、全国統一的な規格に基づく等級格付けにより、主に玄米を精米にする際の歩留まりの目安を示し、現物を確認することなく、大量・広域に流通させることを可能とする仕組み。

○ 対象品目

米穀(もみ、玄米及び精米)、麦(小麦、大麦及び裸麦)、大豆、小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉

○ 農産物検査規格

- ①品位等検査：種類(農産物の種類、生産年等)、銘柄(産地品種銘柄等)、品位(等級)、量目、荷造り、包装
- ②成分検査：たんぱく質(米、小麦)、アミロース(米)及びでん粉(小麦)

【品位の例(水稻うるち玄米及び水稻もち玄米)】

項目 等級	最低限度		最高限度							
	整粒 (%)	形質	水分 (%) ※1	被害粒、死米、着色粒、異種籾粒及び異物						
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種籾粒			異物 (%) ※2
1等	70	1等籾準品	150				15	7	0.1	
2等	60	2等籾準品	150	20	10	0.3	0.5	0.3	0.5	0.4
3等	45	3等籾準品	150	30	20	0.7	1.0	0.7	1.0	0.6

規格外-1等から3等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であって、異種籾粒及び異物を50%以上混入してはいけないもの
 ※1 水分：醸造用玄米を除く玄米の水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に1.0%を加算したものとする。
 ※2 異物：玄米には、異物として土砂(これに類するものとして政策統括官が定めるものを含む。)が混入してはならない。

○ 米穀の検査状況(平成30年産) (単位:千トン)

生産量(a)	7,327
検査数量(b)	4,932
受検率(b/a)	67%

- (注) 1 米の生産量は、主食用の玄米数量である。
 2 米の検査数量は、うるち、もち及び醸造用を合計した玄米数量である。(もみ及び飼料用(もみ、玄米は除く。))
 3 米の検査数量は、令和元年10月31日現在(確定値)の数量である
 4 各農産物とも検査数量には規格外に格付けされたものを含む。

○ 登録検査機関の状況

平成31年3月31日現在

登録検査機関(機関)	1,734
農産物検査員(人)	19,082
検査場所数(ヶ所)	14,356

- (注) 1 登録検査機関数は、各県において農産物検査を実施する機関の延べ数である。
 2 民間検査比率は、玄米の検査数量における民間登録検査機関による検査数量の比率である。

○ 登録検査機関の系統別の内訳

平成31年3月31日現在

JA系	全集連系	卸・小売	第三者機関	その他	計
476	35	621	35	567	1,734
27.5%	2.0%	35.8%	2.0%	32.7%	100%

- (注) 1 登録検査機関数は、各県において農産物検査を実施する機関の延べ数である。
 2 その他は、JA系や全集連系に属さない集荷業者、大規模生産法人等である。

2 農産物規格・検査の見直しに向けた検討(これまでの対応)

- H28. 11月 農業競争力強化プログラム
農産物の規格(従来の出荷規格・農産物検査法の規格等)についてそれぞれの流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直す。
- H29. 8月 農業競争力強化支援法施行

平成31年 1月～3月

農産物規格・検査に関する懇談会を開催し、3月に中間論点整理をとりまとめ。

令和元年 5月～8月

穀粒判別器の活用可能性を検証するため、有識者からなる検討チームを設置・開催。

令和元年 7月

検査事務の簡素化のため、省令・告示を改正(報告様式の簡素化、報告回数削減(19回→8回)等)。

令和元年 11月

農産物検査に穀粒判別器の活用を可能とするため、鑑定方法(告示)を改正(18年ぶり)。令和2年産米から活用が可能。

令和元年 10月～

農産物検査規格の見直しに向けて、農産物検査法に基づき「農産物検査規格検討会」を設置・開催(これまでに4回開催)。

令和2年 3月

水稻うるち玄米の農産物規格改正(3月10日)。異種穀粒の規格を統合(簡素化)。

玄米流通の合理化につながる推奨フレコンについて検討会でとりまとめ。更に、着色粒等の規格の見直し等について検討会で検討中。

- 行政改革会議最終報告(平成9年12月)
「食糧検査等については、積極的に民営化、民間委譲を検討する必要がある。」

- 中央省庁等改革に係る大綱(中央省庁等改革推進本部決定)(平成11年1月)
「農林水産省の食糧事務のうち、食糧検査について民営化する。」

- 国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画(閣議決定)(平成11年4月)
「農林水産省の食糧事務のうち食糧検査については、民営検査への移行に向けて所要の法的措置を講じることとし、平成12年の通常国会を目途に所要の法案を提出する。」

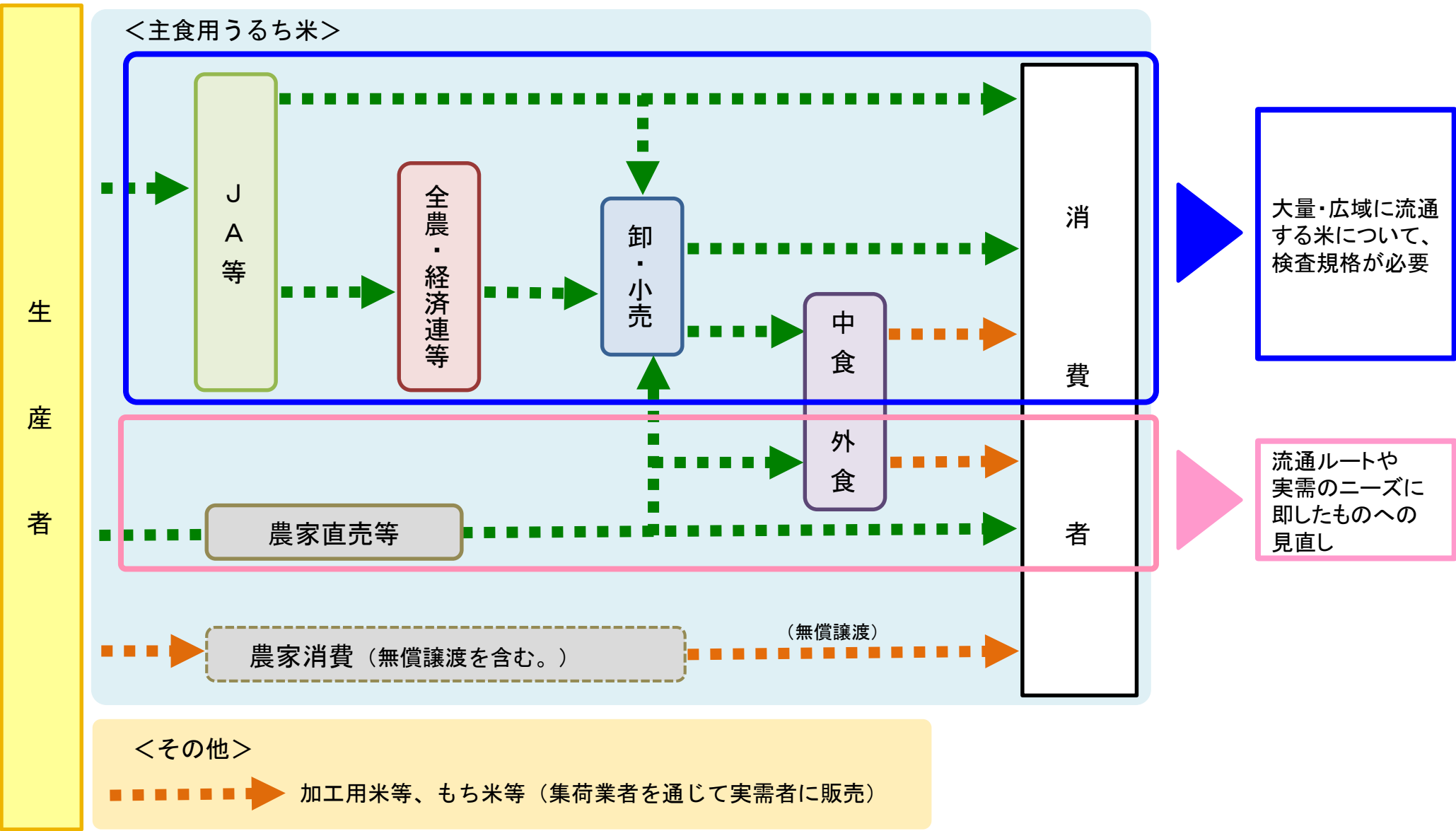
- 「新たな農産物検査制度のあり方について」(平成11年6月)
農産物検査の実施業務の円滑化のための新たな制度のあり方について、関係者及び学識経験者から意見を聴取してとりまとめ。

- 農産物検査法の改正(平成12年4月)
農産物検査を民営化。平成18年4月で移行完了。(農林水産大臣が登録した民間の検査機関のみで検査を実施)

日本農業法人協会からの要請

- 1 農産物検査を受けない米についても、一定の条件(それぞれのシステムにとって必要最小限の条件)のもとに、
 - ・経営所得安定対策(収入減少影響緩和交付金(ナラシ))の交付対象となるようにすること
 - ・水田活用の直接支払い交付金(加工用米・飼料米等)の交付対象となるようにすること
 - ・食品表示法に基づく表示(産地・品種・産年)ができるようにすること
 - ・特定名称の清酒(吟醸酒・純米酒・本醸造酒)と表示できるようにすること
 - ・備蓄米の政府買い入れの対象となるようにすること
 - ・商品先物取引の対象となるようにすること
- 2 集荷業者・卸売業者を通して流通する米については、統一的な検査規格は必要と考えるが、検査規格については極力簡素化し、農業者の負担・コストを拡大しないようにすること。
農業者の負担・コストの増大につながる検査規格の見直しは絶対に行わないこと
- 3 実需者等から一定の品質の要請があった場合に、農業者等が的確に対応できるよう、要請される品質ごとに、それを測定するための統一的な方法を明確にすること
- 4 以上との関連を踏まえて、農産物検査法の在り方を基本から見直すこと。特に、今後、流通の合理化の進展に伴い、統一的な農産物検査の必要性も検査機関の登録の必要性も小さくなっていくことを十分踏まえること。

(参考) 米の流通構造(イメージ)



(空白)

4 日本農業法人協会の要請に係る対応

(農産物検査を受けない米についても) 経営所得安定対策(収入減少影響緩和交付金(ナラシ))の交付対象となるようにすること

(中間論点整理より抜粋)

ナラシなど国の交付金をはじめとする制度の運用においては、直接取引などにおいて買い手から農産物検査による証明を求められない場合にまで現行の検査が必要か否か、米流通に悪影響が生じないことを前提としつつ検討する必要。

○ 現行の仕組み

【ナラシの対象となる米穀の要件(現行)】

○ 平成十八年八月七日農林水産省告示千百十号(抄)

二 規則第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格は、規格規程において玄米に係る品位の等級として定められている三等以上の等級又は当該等級に相当すると認められるものとする。

[考え方]

○ 主食用米として生産されたものなどをナラシの対象とする観点から、農産物検査を活用(3等米以上のものが対象)。

[農産物検査3等以上で判断できる事項]

「一般的に主食用として流通」、
「水分含有率(基準値以下であること)」、
「年産」、「産地」、「品種」

加入申請

6月末まで

積立金の積立

7月末まで

交付申請

4月末まで

交付金の交付

6月頃

○ 今後の対応方向(検討中)

○ ナラシ対策の交付金の対象となる米穀は、①～③が担保される必要。

直接取引において①～③を満たすと判断できるものの要件を設定し、これを満たすものは、ナラシの対象とする方向で検討する。

① 主食用として流通するものであること

農産物検査によらない場合:

1.7mm以上のふるい目の使用が確認できる書類(販売伝票等)
主食用途であることが確認できる書類(契約書等)

② 交付金の算定の基礎となる重量の水増しが防止できること

農産物検査によらない場合:

水分含有率16%以下であることが確認できる書類(販売伝票等)

③ 交付金の適用単価が確定できること

農産物検査によらない場合:

産年、産地・品種(早期・普通期別など、単価を区分している場合に限る。)が確認できる書類(販売伝票等)

○ 周知期間等を踏まえ、令和3年産から適用する。

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金 (ナラシ対策) は、農家拠出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度です。

(1) 交付対象者

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です (いずれも規模要件はありません。)

※ 集落営農の要件は、2要件 (組織の規約の作成、対象作物の共同販売経理の実施) に緩和し、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、市町村が確実に行われると判断するものとします。

(2) 対象農産物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょです。

※1 ビール麦、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。
 ※2 てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産されるものが対象です。

【10aあたり標準的収入額とは】

通常年に想定される収入額として、前年産以前5か年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3か年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

【10aあたり当年産収入額とは】

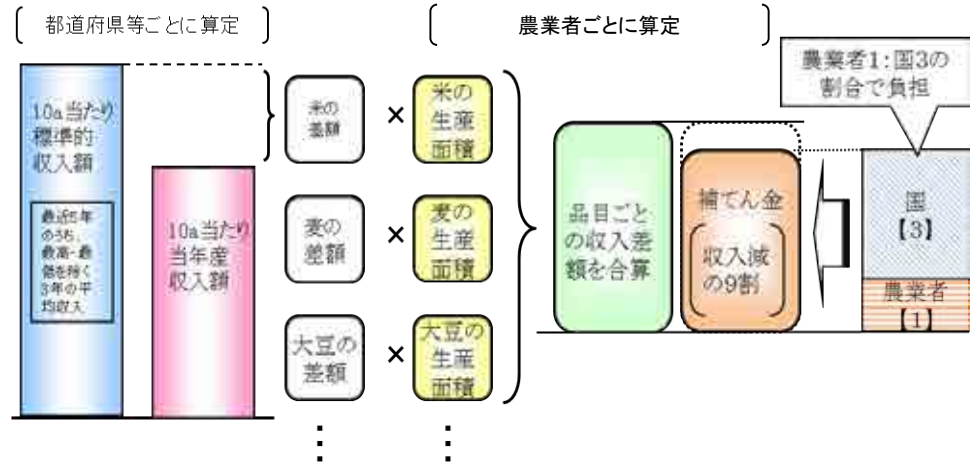
当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

(3) ナラシ対策の仕組み

- 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計 (当年産収入額) が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の拠出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。



(4) 収入保険との関係

- 農業者は、収入保険かナラシ対策のどちらかを選択して加入することができます。

(農産物検査を受けない米についても)水田活用の直接支払交付金の交付対象となるようにすること

(中間論点整理より抜粋)

ナラシなど国の交付金をはじめとする制度の運用においては、直接取引などにおいて買い手から農産物検査による証明を求められない場合にまで現行の検査が必要か否か、米流通に悪影響が生じないことを前提としつつ検討する必要。

○ 現行の仕組み

【交付単価】

- ① 加工用米 2万円/10a
- ② 飼料用米・米粉用米 収量に応じ5.5万円～10.5万円/10a

【要件等】

- ① 加工用米
 - ・ 原則として、農産物検査で3等以上の米穀。
 - ・ ただし、農産物検査で3等以上に格付けされないことが明らかな米穀(例：古代米等)については農産物検査を受検しなくても対象とすることが可能。
- ② 飼料用米、米粉用米
 - ・ 原則として、農産物検査で合格以上(米粉用米は3等以上)の米穀。
 - ・ ただし、気象等の影響により品位が確保されない場合又は農産物検査で合格以上に格付けされないことが明らかな米穀である場合については農産物検査を受検しなくても対象とすることが可能。
 - ・ 農産物検査を受検しない場合の交付単価は5.5万円/10a。

○ 今後の対応方向(検討中)

- 水田活用の直接支払交付金の対象となる米穀は、不正受給が生じない仕組みとして①及び②が担保される必要。
直接取引などで①及び②を満たすと判断できるものの要件を設定し、これを満たすものは、水田活用の直接支払交付金の対象とする方向で検討する。

① 加工用米・飼料用米・米粉用米として流通するものであること。

農産物検査によらない場合：
例えば、加工用米、米粉用米の場合は1.7mm以上のふるい目の使用が確認できる書類等(販売伝票等)、飼料用米の場合は土砂等の混入が無いこと、その他の異物の混入が一定未満であることが確認できる書類(契約書等)

② 交付金の算定の基礎となる重量の水増しが防止できること(加工用米・飼料用米・米粉用米)

農産物検査によらない場合：
水分含有率16%以下であることが確認できる書類(販売伝票等)

- 周知期間等を踏まえ、令和3年産から適用する。

(参考) 水田活用の直接支払交付金

【令和2年度予算概算決定額 305,000 (296,079) 百万円】

<対策のポイント>

米政策改革の定着に向け、食料自給率・自給力の向上に資する**飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化**とともに、**産地交付金**により、**地域の特色ある魅力的な産品による産地の創造**を支援します。また、高収益作物の導入・定着を促進するため、**水田農業高収益化推進助成**を新設し、支援します。

<政策目標>

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米110万トン、米粉用米10万トン [令和7年度まで]）
- 飼料自給率の向上（40% [令和7年度まで]）
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減 [令和7年度まで]
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦28.1万ha、大豆15万ha [令和7年度まで]）

※（ ）内は令和元年度補正後予算額

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 戦略作物助成

- 水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

- 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、**地域の裁量で活用可能な産地交付金**により、二毛作や耕畜連携を含め、**産地づくりに向けた取組**を支援します（一定割合以上は都道府県段階で支援内容を決定）。

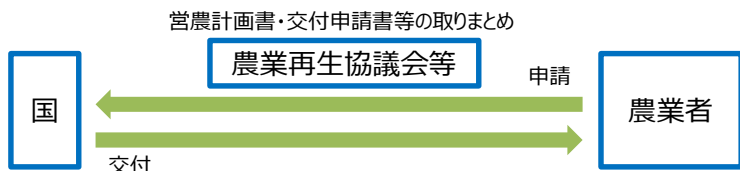
3. 水田農業高収益化推進助成

- 都道府県が策定した「**水田農業高収益化推進計画**」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組**と併せて、**水田での高収益作物への転換等**を計画的かつ一体的に推進します。

交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

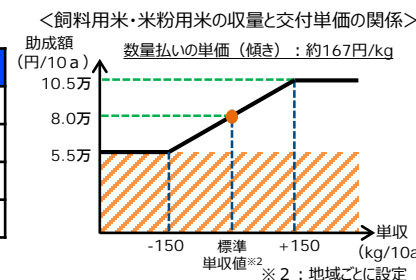
<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 政策統括官付穀物課 (03-3597-0191)

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a



産地交付金

- 「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の裁量で産地づくりに向けた取組を支援します。
- また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行います。

取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約※3	1.2万円/10a
そば、なたねの作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a
新市場開拓用米の作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a

※3: 3年以上の契約

上記のほか、以下の取組について、拡大計画に基づき、年度当初に配分を行います。

- ① **転換作物拡大加算 (1.5万円/10a)**
地域農業再生協議会ごとにて、主食用米が減少し、転換作物の面積が令和元年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。
- ② **高収益作物等拡大加算 (3.0万円/10a)**
地域農業再生協議会ごとにて、主食用米が減少し、高収益作物等※4の面積が令和元年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。

※4: 高収益作物等；高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

水田農業高収益化推進助成

- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① **高収益作物定着促進支援 (2.0万円/10a×5年間)**
高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。(②とセット)
- ② **高収益作物畑地化支援 (10.5万円/10a)** 高収益作物による畑地化の取組を支援※5。
- ③ **子実用とうもろこし支援 (1.0万円/10a)** 子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

※5: その他の転作作物に係る畑地化も同様の単価で支援

(農産物検査を受けない米についても)食品表示法に基づく表示(品種・産地・産年)ができるようにすること

(中間論点整理より抜粋)

産地・品種・産年に係る表示要件については、定着している現行のルールを維持していくことが基本と考えられる。ただし、農家による直接販売など取引の形態によっては農産物検査による証明がなくても一部の表示は可能とすべきとの現場からの要望を踏まえ、今後その当否につき表示を所管する省庁とも議論しておく必要。

議論に際しては、本懇談会で示された多様な意見に十分留意することが必要。

○ 現行制度の趣旨・仕組み

米はその性質上、全国で生産され、かつ不特定多数の者の間で書類の確認のみで大量の取引が長期間にわたりなされ、内容物を直接確認できないこと、産地・品種により非常に価格差があること等から、産地・品種・産年(3点セット)について、適正な表示がなされることに対する消費者及び流通・販売業者からの要請が強い。

○ 消費者向け袋詰め玄米・精米については、第三者が行う農産物検査を受けなければ、産地・品種・産年の表示ができない。

ただし、「産地」は、米トレサ法により伝達されていれば、農産物検査による証明がない場合でも、「産地未検査」を併記した上で表示可能。

- 以下のものについては、農産物検査を受けなくても、産地・品種・産年の表示が可能。
- ・ 消費者向けで袋詰めでない(ばら売りなどの対面販売での)玄米・精米
 - ・ 中食・外食向けの原料としての玄米・精米
 - ・ 中食・外食で提供されている御飯

○ これからの対応(検討中)

生産者による直接販売など一定の流通について、農産物検査による証明がない場合でも、「未検査」を併記して産地・品種・産年(3点セット)の表示が可能かどうかについて、関係者(生産者、流通業者等)及び消費者庁との調整を進めている。

○ 改正案の考え方

- ① 現行でも産地については「産地未検査」の表示が義務付けられており、品種及び産年について「未検査」併記を義務付けたとしても、事業者には過度な負担とはならない。
- ② 生産者による直接販売であれば、販売に関与する当事者は当該生産者に限られるため、その生産者に確認を求めることで、表示の妥当性の検証が可能。
- ③ 玄米・精米の表示に関して国際的な基準はなく、国際的ルールとの整合を考慮する必要はないと考えられる。

※ 食品表示基準(内閣府令)は、消費者庁の所管であり、改正の際には独立した第三者機関である消費者委員会食品表示部会で諮問し、答申を得ることが必要。

○ 商品先物取引とは

将来の一定期日における売買の価格・数量を予め約束する取引。不特定多数の者が大量の取引を行う性質上、取引参加者のニーズや流通実態を踏まえた規格・基準が必要とされる。

コメの先物取引については、大阪堂島商品取引所で試験上場中（試験上場期限は令和3年8月）。

○ 現行の仕組み

民間団体である大阪堂島商品取引所が、売り手と買い手双方のニーズや流通実態を踏まえて、業務規程及び米穀受渡細則において、農産物検査法に基づく検査を取引要件の一つとして規定。

○ これからの対応

商品先物取引における取引ルールは、売り手のみならず買い手のニーズも踏まえる必要。

その上で大阪堂島商品取引所が市場の活性化に必要と判断した場合には農産物検査を受けない米を取引の対象とすることになるものと考えられる。

大阪堂島商品取引所において、以下のとおり取引ルールを規定

<業務規程>

標準品（取引の基準となる品）は、米トレサ法に基づく記録がなされ、かつ産地情報の伝達が可能な米穀であって、農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等品に限る。

<米穀受渡細則>

受渡供用品（受け渡すことができる品。標準品を含む。）は、理事会で定める価格調整表に記載された水稻うるち玄米で、農産物検査法に基づく農産物規格規程に定める産地品種銘柄であって、同法に基づく品位等検査の検査証明書を交付されたもの等の要件を満たしたものとする。

<価格調整表（例：新潟コシ）>

60kgにつき

標準品	令和元年産 新潟コシ(新潟県産コシヒカリ)			
	農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等品			
受渡供用品	新潟県産コシヒカリ			
	農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等品及び2等品			
	令和元年産		平成30年産	
	1等	2等	1等	2等
	調整額	調整額	調整額	調整額
—	減額300円	減額1,500円	減額2,100円	

集荷業者・卸売業者を通して流通する米については、統一的な検査規格は必要と考えるが、検査規格については極力簡素化し、農業者の負担・コストを拡大しないようにすること。農業者の負担・コストの増大につながる検査規格の見直しは絶対に行わないこと

○ これまでの対応

- 1 農産物検査業務の見直し
 - ・農産物検査法施行規則（省令）を改正し、繁忙期に一定期間のみ農産物検査を行う場所については、業務規程に規定することを要しないこととした。（令和元年7月実施）
 - ・標準抽出方法（告示）を改正し、大規模乾燥調製貯蔵施設等から直接包装されたものについては、オートサンプラーにより検査荷口の重量の10,000分の1以上の量が無作為に抽出したものから試料を採取することができることとした。（令和元年7月実施）
 - ・農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日（告示）を改正し、
 - ① 報告期日の延長
 - ② 水分含有率の検査結果報告の廃止
 - ③ 報告回数削減
 - ④ 報告内容の見直し
 を行った。（令和元年7月実施）

- ① 報告期日の延長(例:翌月3日まで→翌月10日までに報告)
- ② 水分含有率の検査結果報告の廃止
- ③ 報告回数削減(例:米穀19回→8回)
- ④ 報告内容の見直し(様式の項目を削減)

○規格の簡素化(水稻うるち玄米)

項目 等級	最低限度		最高限度							
	整粒 (%)	形質	水分 (%)	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物						
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒			異物 (%)
						もみ (%)	麦 (%)	もみ及び麦を除いたもの (%)		
1等	70	1等標準品	15.0	15	7	0.1	0.3	0.1	0.3	0.2
2等	60	2等標準品	15.0	20	10	0.3	0.5	0.3	0.5	0.4
3等	45	3等標準品	15.0	30	20	0.7	1.0	0.7	1.0	0.6

- 2 農産物検査員の検査精度向上
 農産物検査員の検査精度の向上を図るため、研修の対象者と研修内容の見直し（令和元年5月実施）

○ 今後の対応方向

- 農産物検査事務のデジタル化に向けた調査事業実施中
- 農産物規格検討会のとりまとめ（異種穀粒の規格統合）を踏まえ、水稻うるち玄米に係る告示を改正し、規格簡素化。

項目 等級	最低限度			最高限度						
	整粒 (%)	形質 (未熟粒)	水分 (%)	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物						
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒		異物 (%)	
			※				異種穀粒			
1等	70	1等標準品	15.0	15	7	0.1	0.4		0.2	
2等	60	2等標準品	15.0	20	10	0.3	0.8		0.4	
3等	45	3等標準品	15.0	30	20	0.7	1.7		0.6	

実需者等から一定の品質の要請があった場合に、農業者等が的確に対応できるよう、要請される品質ごとに、それを測定するための統一的な方法を明確にすること

○ これまでの対応

穀粒判別器に関する検討チームにおける4回の検討の結果、8月30日に取りまとめを行った。

この取りまとめ内容に基づき、令和2年産米の農産物検査に穀粒判別器も活用できるように告示等を改正。（令和元年11月実施）

穀粒判別器は市販され、農産物検査以外でも活用可能。



○ 穀粒判別器で鑑定可能な項目



死 米



着色粒



胴割粒



碎 粒

鑑 定 項 目 を 拡 大

○ これからの対応(検討中)

- 穀粒判別器の測定項目を技術的な検証を経て拡大
- 実需者からの品質の要請があった場合に農業者等が適切に対応できるよう、標準的な測定方法をガイドラインとして公表(令和2年度中)する方向で検討

○ 国が示すガイドラインのイメージ

<国が示すガイドラインのイメージ>

農産物の種類	基準項目	測定方法
玄米	水分	常圧加熱乾燥法(105°C乾燥法、135°C乾燥法)により測定
	被害粒	穀粒判別器により測定 ※ 穀粒判別器で測定可能な、死米、着色粒、胴割粒、碎粒を測定
	たんばく質	窒素定量法(ケルダール法・燃焼法)、近赤外分析により測定
精米	水分	【玄米に同じ。】
	白度	白度計により測定
	たんばく質	【玄米に同じ。】
	アミロース	ヨウ素呈色比色法により測定

1 総論

農産物規格・検査については、流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直しを図っていく必要がある。

本懇談会では、調製・流通段階での機器の現状や現行制度の運用状況、米流通の現状を踏まえ議論を重ねた結果、農産物規格・検査について、現行制度の基本は堅持しつつも以下の方向で見直しを進める必要があると考える。

さらに、今後とも、検査技術の進展や調製・流通段階での機器の高度化、取引形態の変化など農産物流通全体の状況や現場からの声を踏まえながら、農産物規格・検査について流通ルートや消費者ニーズに即した不断の点検を行い、随時、見直しを検討していく必要がある。

2 各論

事 項	主な論点等	中間論点整理
<p>1. 現行の農産物規格・検査に関する論点</p> <p>(1) 穀粒判別器</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産サイドの約4割、実需・流通サイドの約6～7割、登録検査機関の約4割、行政機関の約6割が「穀粒判別器等の測定機器の導入を進めるべき」との意見。 ○ 農産物検査業務の効率化を図るため、検査手法の改善と検査機器の適切な運用を検討すべき。 ○ 現場からは穀粒判別器の導入を求める声が大きいのので、測定精度の統一や効率化の観点も踏まえて検討すべき。 ○ 機器の精度を担保するため、国が何らかの指針を示すなどの対応が必要。 ○ 抽出した複数の試料を一つにして検査できるようにするなど、真に合理化に結び付く手法の検討が必要。 	<p>農産物検査に新型の穀粒判別器を活用していくことは、検査の合理化の観点から一定の意義はある。</p> <p>しかしながら、測定精度や効率的な検査方法等を検証した上で判断する必要があることから、専門家で構成される検討会においてより技術的な検討を行い、結論を得る必要。</p>

事 項	主な論点等	中間論点整理
(2) 規格項目の追加及び削減	<ul style="list-style-type: none"> ○ 米穀卸売事業者・精米工場や食品製造事業者（炊飯業者）が重視する規格項目として、「胴割粒」などが挙げられている。 ○ 胴割粒などの項目の追加を、検査コストを考慮しつつ検討してもよいのではないか。穀粒判別器の測定結果を参考値として出すなどの活用方法を検討してみてはどうか。 ○ 胴割れの程度によってクレームの有無が異なるため、規格化する場合はどう線引きするか検証が必要。現場では胴割粒が許容できるレベルのものかを細かく確認しており、規格化するとなるとたいへんなコストになる。 	<p>胴割粒などの新たな規格の追加や削減の可否について、専門家で構成される検討会においてより技術的な検討を行い、結論を得る必要。</p> <p>ただし、新たな規格の追加が検査現場でのコストの増加につながらないように留意する必要。</p>
(3) 着色粒の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産者及び集荷業者・大型乾燥調製施設の約5割が「(着色粒の基準は)現状のままでよい」との意見である一方、生産者の約3割、集荷業者・大型乾燥調製施設の約4割が「緩和すべき」との意見。 ○ 地方自治体からも、着色粒の規格の廃止や見直しを求める意見がある。 ○ 基準を緩和すると農家は農薬を使用しなくなり、混入割合が大きくなる。 ○ 消費者の求める水準、色彩選別機的能力や除去に要するコスト、手間、時間等を踏まえ検討すべき。 ○ 現行規格より厳格に運用しているが、それでも消費者からクレームが来る。色彩選別機による除去はそれなりの手間がかかるが、全ての着色粒が除去できるわけではないので、現実的には緩和は困難が伴うのではないか。 ○ 消費者の中にはネオニコチノイド系農薬に関心を持つ者がいる。着色粒の基準をクリアするためのために生産者はカメムシ等の防除にこれを使用しているが、ネオニコチノイド系農薬の使用はEUでも規制された。着色粒の基準の緩和や農薬使用量・散布回数の低減を検討すべき。 	<p>また、着色粒の基準については、消費者が求める水準や色彩選別機での除去は相当なコストを伴うことなどを考慮すれば、基準の緩和は難しいのではないか。</p> <p>一方、着色粒の基準の緩和を求める現場及び消費者からの声があることにも留意する必要。</p>

事 項	主な論点等	中間論点整理
(4) 検査業務に係る制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登録検査機関の約5割が「事務（報告）の簡素化」を望むとの意見。 ○ 事務の効率化を図るため、検査業務に係る様式の整理等の改善を行うべき。 ○ 検査結果の報告期日の延長や、報告事項の削減など、事務の効率化が図られるよう見直すべき。 	<p>登録検査機関などの事務負担の軽減を図るため、国への農産物検査結果の報告内容の削減や報告期日の延長、検査請求様式の簡素化等の現行制度の見直しをしっかりと行い、事務の効率化を図る必要。</p> <p>また、生産者の庭先等での出張検査などを柔軟に実施できるよう、現行のルールを見直し、弾力的な運用を可能とする必要。</p>
(5) 農産物検査員の検査精度の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登録検査機関がクレームを受けた主な理由として、「検査の等級と品質が一致しない」等が挙げられている。 ○ 問題のある検査があることは確か。検査員のレベルアップや各県での横の目合せが必要ではないか。 ○ 研修の対象者の拡大や検査員の更新、異品種混入を産地でも防ぐ対策等も検討して欲しい。 ○ 等級格付けの不備といった技術的なミスを防ぐためには、日々の技術向上が必要であり、検査員を抱える登録検査機関にその役割がある。 	<p>農産物検査員の質の向上・均質化を図るため、例えば検査員を対象として国が行っている研修の内容充実など、登録検査機関による適正な検査の実施を確保するための方策について、検討する必要。</p> <p>また、登録検査機関においても、農産物検査員の資質向上に努める責務を有していることを認識する必要。</p>

事 項	主な論点等	中間論点整理
<p data-bbox="64 187 853 229">2. 米流通の現状を踏まえた各種制度に関する論点</p> <p data-bbox="64 272 375 344">(1) 交付金の交付要件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="395 272 1197 415">○ 実需者からは農産物規格の必ずしも全ての項目が必要とされていないにもかかわらず、国の交付金の交付のためだけに検査の手数料を負担して受けざるを得ない。 <li data-bbox="395 422 1197 565">○ 米を実需者などに直接販売する農家が増えてきているので、交付金の要件を見直してもいいのではないか。交付金の数量カウントも農政局への報告をもって行うなどとしてもよいのではないか。 <li data-bbox="395 572 1197 715">○ 農産物検査とは別の手法で品質や数量を確認する場合は、農産物検査と比べて手間がかかることにならないか留意するとともに、米流通の大宗に影響することがないように、慎重に検討して欲しい。 	<p data-bbox="1214 272 1970 451">ナラシなど国の交付金をはじめとする制度の運用においては、直接取引などにおいて買い手から農産物検査による証明を求められない場合にまで現行の検査が必要か否か、米流通に悪影響が生じないことを前提としつつ検討する必要。</p>

事 項	主な論点等	中間論点整理
(2) 袋詰め玄米及び精米の表示要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 米トレサ法で確認が取れるものや栽培管理上確約が得られるものだけは、検査による証明がなくても3点セット（産地・品種・産年）の表示を認めるとしてもよいのではないか。 ○ 農産物検査は取引に使われることが主目的であり、等級は精米の表示には反映されない。現行の表示ルールの中で、袋詰め精米の表示だけがここまで厳しくてもいいのか、任意で表示できるようにした場合の担保をどうするのか、などについて、議論する必要。 ○ 直接販売の際に現行制度の要件を見直すこと自体は否定するわけではない。ただし、未検査米の3点セットを認めた場合、消費者は検査済みかきちんと認識できるのか。できないのであれば、米全体の表示や品質への疑問が生じてしまうのではないか。 ○ 仮に未検査米でも3点セット表示を可能とした場合、取引先ごとに独自の規格を求められるようになり、生産・検査の現場に大きなコストが発生することが懸念。このため、流通の大宗に影響することがないよう慎重に検討願いたい。 ○ 未検査米に3点セットを表示する場合には、米トレサ法の活用などが考えられるが、これを品種及び産年の表示の根拠とするためには法改正が必要で、かえって規制強化や現場でのコスト増になりかねない。ただ、今後の課題として、農産物検査に頼らない表示について検討する価値はあるのでは。 	<p>産地・品種・産年に係る表示要件については、定着している現行のルールを維持していくことが基本と考えられる。ただし、農家による直接販売など取引の形態によっては農産物検査による証明がなくても一部の表示は可能とすべきとの現場からの要望を踏まえると、今後その当否につき表示を所管する省庁とも議論しておく必要。</p> <p>議論に際しては、本懇談会で示された多様な意見に十分留意することが必要。</p>